

地域再生計画認定申請マニュアル（各論）【新旧対照表】

新（令和8年4月1日）	現行規定（令和8年1月19日）
⑤ 基金への積立てに係る取扱い	⑤ 基金への積立てに係る取扱い
(同右)	基金への積立てに充てる寄附については、下記の i ～ iii の要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体が iv ～ x の運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附が、本税制の対象となります。
(同右)	<p>【基金の要件】</p> <p>i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。</p> <p>ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。なお、基金を設置する場合には、事前相談において設置根拠となる条例案を提出してください。</p> <p>iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものであること。</p>
<p>【運営管理】</p> <p>iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。_____</p> <p>v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える場合には、天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領することにより、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれること。</p> <p>vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。</p> <p>vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するま</p>	<p>【運営管理】</p> <p>iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。また、<u>積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を10割未満とすること。</u></p> <p>v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える場合には、天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領することにより、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれること。</p> <p>vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。</p> <p>vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するま</p>

で、毎年度、積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を地域再生法施行規則別記様式第3の3、様式2-1及び様式2-2により国へ報告すること。また、各年度における基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える基金を活用した事業について、寄附の受領を行った場合は、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を様式2-2により国へ報告すること。

viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがあると判断されるときは、事業の内容について国が行う助言に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。

ix viiiの助言が行われた年度の翌年度以降、なお是正の措置の要求に従わない場合は、認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。

x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

で、毎年度、積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を地域再生法施行規則別記様式第3の3、様式2-1及び様式2-2により国へ報告すること。また、各年度における基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える基金を活用した事業について、寄附の受領を行った場合は、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を様式2-2により国へ報告すること。

viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがあると判断されるときは、事業の内容について国が行う助言に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。

ix viiiの助言が行われた年度の翌年度以降、なお是正の措置の要求に従わない場合は、認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。

x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。